

和歌山県後期高齢者医療制度懇話会設置要綱

(設置)

第1条 和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営する高齢者医療制度に関し、被保険者、医療保険者等の幅広い意見を聴取するため、広域連合に和歌山県後期高齢者医療制度懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見交換)

第2条 懇話会は、広域連合から意見を求められた後期高齢者医療制度に関する事項等について意見交換を行う。

(構成)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人員をもって構成する。

- (1) 被保険者を代表する委員 3名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名
- (3) 医療保険を代表する委員 2名
- (4) 行政機関を代表する委員 2名

2 委員は広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に任命される懇話会の委員の任期は、第3条

第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（令和2年12月21日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。